

## 「市長への手紙」 主なご意見と回答 （令和4年度分）

### ◇窓口手続きの簡素化について

市役所で2か所以上の課に用がある場合、その都度、申請書類に同じことを記入したり、身分証明（本人確認）をしたりしなければならないが、1回で済ませられるといいと思う。

#### [回答]

各課で提出いただく申請書類は、それぞれの法令等に定められた取扱いを行うこととされていることもあり、必要な添付書類も含めて、その確認から管理までを各課単位で行っております。そのため、お手を煩わせることになり誠に恐縮ですが、現状では担当課が異なる場合、それぞれの申請書をご記入いただいております。

なお、本人確認の方法については、不正取得の防止やなりすまし申請対応などを防ぐ上で厳格な対応が求められているところでありますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

今後、簡便で丁寧な窓口対応をはじめ、申請のデジタル化など手続きが1回で済むような行政事務のワンストップサービス化や、お客様の利便性向上に向けて、引き続き検討課題とさせていただきます。（5月23日回答）

### ◇U・Iターン者への補助金などについて

- ①U・Iターン者への補助金が首都圏からの移住者限定なのはなぜか。
- ②空き家バンクの登録数が少ない、条件がよくない、紹介しない理由は何か。空き家の改修時に持ち家しか補助金が出ないのは不適切だ。
- ③新規就農者に対する支援がほとんど受けることができない。

#### [回答]

①U・Iターン者への補助金である「移住支援事業補助金」につきましては、国、県が実施している補助事業の利用者に対して、市が補助金を上乘せしている事業となっております。そのため、県が定める補助の対象者が首都圏からの移住者等とされていることから、市の要件も同様となっておりますので、ご理解願います。

また、上記以外の本市独自の移住支援策としましては、「住宅取得補助（地域創生課）」「若者定住就職奨励金（商工課）」「新規就農者支援事業（農政課）」などの制度をご用意しています。これらの対象者は、U・Iターンを首都圏に限定しておりません。

②空き家バンクの登録につきましては、市の周知不足もさることながら、家屋の所有者及び管理者の意向などもあるため、登録数が少なくなっております。今後の対応としましては、市民へ空き家バンク制度の周知を図るとともに、所有者へ売買・賃貸の意向を確認させていただきながら、利活用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えています。

また、空き家を改修するための補助金については、所有権の関係もあり、現在は持ち家でないと対象にならないところではありますが、空き家を借りる場合に対する家賃補助制度をご用意しておりますのでご理解願います。

### ③新規就農支援について

魚沼市では農業従事者の高齢化に伴い、担い手の減少や後継者不足が問題となっております。そこで、次世代を担う農業者となることを志向する方に対し、国の制度を利用した就農前の研修を後押しする資金（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付しています。

また、市独自の制度として、一定の条件のもとに最長5年間、営農に係る経費の支援、空き家や公営住宅に入居した場合の家賃支援がございします。さらに就農後の一定期間、県の農業普及指導センターやJA北魚沼などの関係機関と連携して、助言や指導、情報提供などを行っております。

これらの支援について周知が至らなかった点は真摯に受けとめ、新規就農を目指そうとする方々に周知徹底するよう努めてまいります。（10月12日回答）

### ◇車いす利用者等の健康診断について

車いす利用者などが利用しやすい小出病院で健診を受けることができないか。

#### [回答]

市としても検診による病気の予防や早期発見、早期治療はとても大切なことと考えております。今回貴重なご意見をいただいたことから、特別な事情を抱えている方で検診バスでの受診が困難な方への対応といたしまして、小出病院の設備で可能なものは受診できるよう、今後、運営事業者側と協議を進める中で、必要な環境整備に努めていきたいと考えております。（10月18日回答）

### ◇乗り合いタクシー停留所や運行ルートについて

乗合タクシーの乗り場が遠くて困っているので、冬期間だけでも近辺に乗り場を設置してほしい。乗合タクシーが走るコースは、家に近い道路を走ってもらえるとありがたいし、乗合タクシーを利用して週2回福祉センターへ行きたいと思っている。

#### [回答]

ご要望の付近への乗合タクシー停留所の設置につきましては、近隣地区からも同様の意見をいただいておりますので、令和5年4月の乗合タクシー時刻表改正の際に、設置候補の一つとして検討させていただきたいと考えております。

なお、乗合タクシー停留所の設置場所につきましては、乗り合いという性質上、各地区の拠点となる位置であるとともに、公平性が保たれる必要があることはご理解いただきますようお願いいたします。（12月20日回答）